

独立行政法人国立高等専門学校機構 鶴岡工業高等専門学校
創造工学科教員（機械コース）公募

- 1 公募人員 准教授・講師又は助教 1名（常勤）
- 2 所属 創造工学科
- 3 担当分野 金属材料学および機械設計の分野に関する教育や研究
- 4 担当科目 本科：材料学，機械要素設計，機械設計製図（3D-CADを含む），工学実験・実習，卒業研究等
専攻科：材料設計学，塑性加工学，専攻科実験，専攻科研究等
※担当科目は，応募者の専門分野やこれまでの経験を十分に伺いながら，相談のうえ決定します。
- 5 応募資格 高等専門学校における教育・研究を担当するにふさわしい教育・研究上の能力を有し，下記1），2）のいずれかに該当し，かつ3）を満たすとともに，4）～7）に意欲的に取り組める方。
1）博士の学位を有する方（見込み含む）
2）修士の学位を有する方（見込み含む），かつ博士の学位取得に意欲的に取り組む方
※なお，この場合は以下のとおりとなります
・任期付助教（任期は採用日から5年間）として採用します。
・任期中に博士の学位を取得した場合は，任期を付さない教員となります。
・任期中に博士号取得に向けた支援措置を受けることが可能です。
3）日本語を母語としない場合には，校務担当に支障をきたさないため，日本語能力試験（JLPT）N2レベル、またはそれと同等の日本語運用能力を有すること。
4）高等専門学校の教育・研究・学生指導（クラス担任，課外活動（クラブ）顧問，寮生指導や宿直等の学寮業務）に理解と熱意をもって取り組む方。
5）着任後，査読付きの学術論文掲載及び科研費等の外部資金獲得に積極的に取り組む方。
6）本科生および専攻科生の研究指導ができ，教育・研究に創意と熱意のある方。
7）本校の教育理念を理解し，本校教員及び非常勤講師と協力して，学校運営にも協調して参画できる方。
- 6 着任時期 令和9年4月1日（木）
※着任後6ヶ月は試用期間となります。
- 7 提出書類 1）履歴書（JIS規格の履歴書用紙で作成してください。写真貼付，自身の連絡先には電話番号及びメールアドレスを記入のこと。）
2）主研究経歴，業績の概要（A4判2枚以内）
3）研究業績一覧（著書，論文，特許，口頭発表，今までに獲得した外部資金の状況等に分類のこと）
4）代表的な研究業績の複写物
5）着任後の研究計画（1,000字程度）
6）着任後の教育及び学生指導に対する抱負（1,000字程度）
7）推薦書（別封で提出，A4判，様式自由，推薦者の自筆署名されたもの），または参考意見を伺える方（2名）の連絡先
8）誓約書
※ 2）～7）は様式任意、8）は指定様式
- 8 応募締切日 令和8年12月4日（金）（必着）
ただし，応募があった方から随時選考を実施し，応募期限を待たずに採用を決定する場合がありますので，応募前に本校ホームページでご確認ください。
- 9 選考方法 1）第一次選考 書類選考
2）第二次選考面接（第一次選考合格者に対し，実施日時を連絡します。面接の際の旅費等は，本人の負担となります）
- 10 応募書類提出先 〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田104
鶴岡工業高等専門学校 総務課人事係長 宛
電話 0235-25-9015 E-mail jinji@tsuruoka-nct.ac.jp
（応募書類は，「創造工学科 機械コース教員（金属材料学および機械設計分野）応募書類在中」と朱書きし，簡易書留で郵送願います。）

- 11 問い合わせ先 創造工学科 教授 佐藤 司
TEL 0235-25-9114, E-mail tsato@tsuruoka-nct.ac.jp
- 12 本校情報 本校の教育内容等については、ホームページ（URL <http://www.tsuruoka-nct.ac.jp/>）
をご参照願います。
- 13 その他
- 1) 本校は男女共同参画を推進しており、業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。
 - 2) 本校は中学校卒業生を対象とした5年制の高等教育機関で、更に2年制の専攻科課程が設置されています。そのため、高校教員と大学教員を兼務した内容の仕事が求められており、教育、研究に加えて、クラス担任、クラブ活動指導、学寮宿直、各種委員会の委員として学校運営関連業務などもあります。
 - 3) ・業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
 - 4) 応募書類は原則として返却いたしません。応募書類に記載の個人情報等は、本教員を選考するためにのみ利用するものであり、第三者に提供又は公表することはありません。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。